

平成 30 年 5 月 17 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の
実施についての一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額
の軽減制度の実施について」の一部改正について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局長より各都道府県知事あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 21)

平成 30 年 4 月 11 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護予防訪問介護および介護予防通所介護については、平成 30 年度より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することとなり、それに伴い「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知) が一部改正され、本年 4 月 1 日より適用されることになりました。

今般、厚生労働省より各都道府県知事宛に本件について当該一部改正通知が発出されたのでご連絡申し上げます。

内容といたしましては、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」において示されております、①障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業、②社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業、③離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業、④中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業、の各事業における軽減の対象となる費用について、介護予防訪問介護および介護予防通所介護が削除されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。